

サービスマーク、小売等役務の商標

長野県知財総合支援窓口 久保 順一

1. はじめに

1992年にサービスマーク登録制度、2007年に小売等役務制度が導入され、その後も法改正によって登録商標はますます幅広くかつ身近なものとして活用されています。

本稿では、それぞれの制度の内容・経緯や出願状況、留意事項を紹介します。



2. 小売等役務制度について

2-1. 導入経緯

2007年4月に小売等役務制度が開始され、品物（商品）そのものに加えて小売（販売）や卸売に関しても保護が図られるようになりました。それまでは、取り扱う商品毎に商標を取得しないと保護が図れず、多種類の品物を扱うには多くの商標登録を行う必要があって費用や管理に負担がかかりました。そこで、そのような負担の軽減策として本制度が採用されています。

2-2. 「小売等役務」とは

「小売又は卸売の業務において行われる総合的なサービス活動（商品の品揃え、陳列、接客サービス等といった最終的に商品の販売により収益をあげるもの）」をいいます。但し、「小売等役務」に商品の販売行為は含まれませんので、各商品に販売元を表示する場合には従来通り第1～34類の商品毎の商標登録を行うことが望まれます。

小売等役務は、以下の21種類に分類されています（図1）。

図1 小売等役務の内容（取扱商品）

群コード	取扱商品（抜粋）	群コード	取扱商品（抜粋）
35K01	衣料品・食料品等一括取り扱い （大手百貨店等が対象）	35K11	農耕用品、花・木
		35K12	燃料
35K02	織物、被服、かばん等	35K13	印刷物、文房具
35K03	飲食料品（酒類を含む）	35K14	運動具、玩具
35K04	自動車	35K15	楽器・レコード
35K05	オートバイ、自転車	35K16	写真機器・材料
35K06	家具、建具	35K17	時計、眼鏡
35K07	葬祭用具	35K18	たばこ、喫煙用具
35K08	電機機械器具	35K19	建築材料
35K09	手動利器、台所・洗濯用具	35K20	宝玉
35K10	薬剤・化粧品・石鹸等	35K21	ペット

2-3. 出願状況

(1) 小売等役務（35K）全数（図2）

制度が開始された2007年には一時的に多数の出願があったものの、2008年には減少しました。その後徐々に増加し、コロナ禍が始まった2020年以降はさらに増えています。

35Kに該当する出願と、全体の出願件数に対する比率の推移を図2に示します。制度開始時は全体の5.7%でしたが、徐々に増加し、2021年には11.2%で約2倍、件数では約3倍になっています。

(2) 群コード別出願件数の推移（図3）

全コード共に同様の傾向であり、2008年から徐々に増え、2020年から急増しています。件数は、35K02（織物、被服、かばん等）と35K03（飲食料品（酒類を含む））、35K10（薬剤・化粧品・石鹸等）の順に多いのですが、件数の増加率は、35K19（建築材料）、35K21（ペット）、35K07（葬祭用具）の順であり、その業界の需要の増加と活性化の度合いを表わしていると推定されます（図4）。

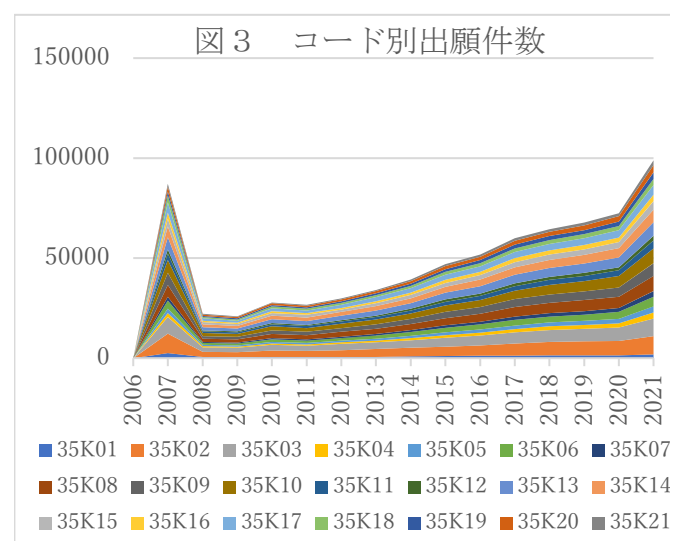
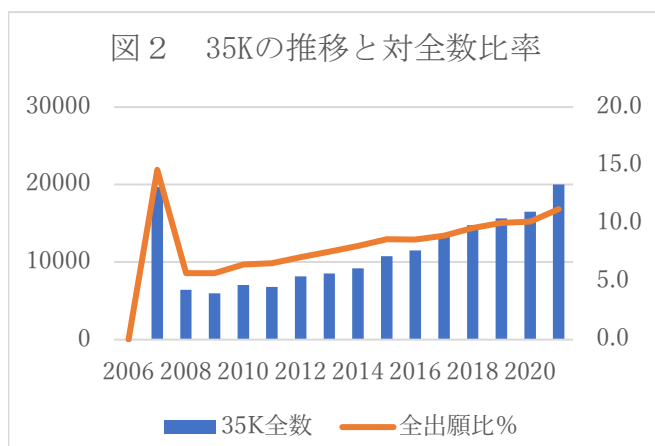


図4 コード別出願件数の順位

順位	出願件数順位	増加率順位
1位	35K02（織物、被服、かばん等）	35K19（建築材料）
2位	35K03（飲食料品（酒類を含む））	35K21（ペット）
3位	35K10（薬剤・化粧品・石鹸等）	35K07（葬祭用具）
計/率	20,020件（2021年）	3.1倍（2021年/2008年）

2-4 小売等役務商標活用時の留意点

商品に関する商標と小売等役務に関する商標の関係に留意する必要があります。規程上両者は類似関係にありますので、一方で登録になっていれば他方は登録にならず、権利侵害が生ずる恐れがあります。商品名やブランド名を検討する場合には、事前に両者共に調査・確認する必要があります。なお、35K01は大手の百貨店等を対象にしており、販売形態が異なる一般の店舗は範囲外になる可能性があります（裁判例あり）。

3. サービスマーク制度について

(1) 「サービスマーク」とは

①意味

広告、金融、通信、宿泊、飲食、建設、輸送などのサービスを提供する業者が、他人が提供する同種のサービスと識別する標識です。商品に付する商標（名称・マーク）とは別に登録・管理を行う必要があります。

② 経緯

サービスマーク制度は、商標法が一部改正され、1992年から導入されました。商品の種類ごとに登録する1～34類に35～42類が加えられました。当初第42類は「飲食物・宿泊施設の提供」が対象でしたが、その後、世界知的所有権機関の会議において国際分類が変更・細分化され、かつさらに追加されて45類まで増えました。現在の42～45類は2002年から実施されています。

③ 35～45類の主な内容を下表に記します（図5）。

図5 サービス分類の内容

類	主な内容	類	主な内容	類	主な内容
35	広告、販売	39	輸送	43	飲食物・宿泊施設の提供
36	金融、保険、不動産	40	加工処理	44	医業、理・美容
37	建設、設置工事	41	教育、娯楽	45	婚礼施設の提供、警備
38	電気通信	42	機械の設計		

(2) 出願件数の推移

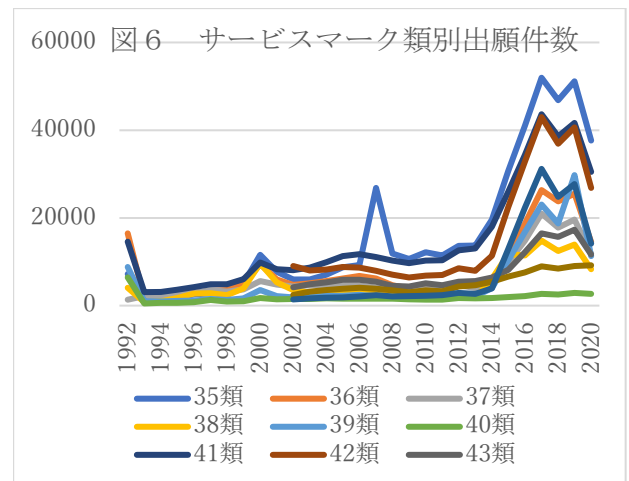
1993年以降微かずつ増えていましたが2007年に35類が一時的に増え、2014年から全体が急増しています。正確な理由は不明ですが、2007年開始の小売等役務制度、2014年開始の色彩商標等の新しいタイプが認められるようになった法改正の影響が考えられます。

出願件数が上位の分類は、35類（広告、販売）、41類（教育、イベント、娯楽）、42類（機械の設計）となっており、2002年に対する2019年の増加率の上位は、45類（婚礼施設の提供、警備）、39類（輸送）、35類（広告、販売）となっています。

（図7参照）

図7 コード別出願件数の順位

順位	出願件数順位	増加率順位
1位	35類（広告、販売）	45類（婚礼施設の提供、警備）
2位	41類（教育、イベント、娯楽）	39類（輸送）
3位	42類（機械の設計）	35類（広告、販売）
計／率	178,583件（分類数）	5.9倍（2019年／2002年）



(2) サービスマークの留意点

商標は最先に出願された1件のみが登録されることになっていますが、1992年の制度導入時には、以前から複数の事業者が使用している場合の混乱を避けるために、6か月以上前から使用している場合には特例として同日に出願されたものとし、使用条件を満たしたものは全数を登録しました。その結果、同一又は類似商標に複数の権利者が発生すると共に、本来ならば一般に使用されていることばとして登録にならないものまで権利化されました。その後10年毎の更新により現在でも残っているものが複数あります。

このため、サービスマークの使用を検討・実施する場合には、事前に登録商標の調査を十分に行う必要があります。

4. まとめ

商標は30年程前から品物だけでなく事業（サービスや役務）についても段階的ではありますが登録対象になり、幅広く保護されるようになりました。加えて、最近はコロナ禍並びに物価高により、事業や商品のブランドが益々重要視され、商標登録の重要性も増しています。そこで、独自性を確保し、安全に事業を行うためには、まずは他者の登録が無いことをINPITのデータベースJ-PlatPatで確認し、次いで特許庁に商標登録を行うことをお勧めします。

長野県知財総合支援窓口は知的財産権を切り口として、技術の進展・変遷に対応した支援や、契約・ルールの方策の策定の支援を行います。地域の産業・経済の発達に寄与すべく、皆様の戦略を踏まえて知財支援を行いますので、ご活用をお願い致します。

(原稿作成2022年11月)